

△申請前に事前にご相談ください（予算額に達した時点で、交付申請の受付を終了します。）

多治見市移住支援補助金

～岐阜県外から、多治見市内へ移住・定住する方を応援します！～

1. 対象となる方

岐阜県外から多治見市へ転入し、住宅を取得した39歳以下※の方

※令和7年4月1日以降に転入した場合は、44歳以下

2. 支援金の額

△詳しい要件は裏面をご確認ください

【令和7年3月31日以前に転入した場合】

複数世帯：50万円／世帯、単身世帯：30万円／世帯

※複数世帯で18歳未満の世帯員を帯同する場合は、30万円／世帯を加算

【令和7年4月1日以降に転入した場合】

複数世帯：30万円／世帯

※18歳未満の世帯員または妊娠している世帯員がいる場合は、10万円／世帯を加算

※取得した住宅が、多治見市立地適正化計画の居住誘導区域内にある場合は、10万円／世帯を加算

3. 申請期限・申請方法・必要書類

△申請期限：転入後6カ月以内（※令和7年3月31日以前に転入した場合は、転入後1年以内）

以下の書類をすべて揃えて、企画防災課人口対策戦略室へ提出してください。

- 多治見市移住支援補助金申請書兼請求書（様式第1号）
- 定住等に係る誓約書（様式第4号）
- 市税等の納付状況及び住民基本台帳の確認同意書（様式第5号）
- 世帯全員分の記載のある住民票の写し（「同意書」により確認に同意される場合は不要）
- 申請者の写真付き身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）
- 移住前の世帯全員分の住民票の除票の写し（移住世帯員全員が、移住前から同一世帯に属していたことを確認する書類）※個人番号（マイナンバー）以外の項目がすべて記載されているもの
- 申請者の戸籍の附票の写し（転入前の居住地および在住期間を確認する書類）
- 振込先口座の金融機関名、支店名、種別、口座番号及び口座名義が分かる通帳等の写し
- 住宅に係る建築工事請負契約書または売買契約書の写し
- 住宅の建物平面図（間取り図）の写し
- 建物登記事項証明書の写し（登記簿謄本）
- 申請者の就業先の就業証明書（様式第6号）（就業の場合）
- 事業の実施計画が確認できる書類（任意様式）（起業の場合）
- 営業証明書又は開業届出済証明書等、事業を営んでいることを証明する書類（起業の場合）
- 母子手帳の写し（令和7年4月1日以降に転入した複数世帯で、世帯員に妊婦がいる場合は加算の対象です）

<申請書等の各種様式は市のホームページからダウンロードできます↓>

<問い合わせ先>

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市企画防災課 人口対策戦略室

電話：0572-22-1376 E-mail：kikaku@city.tajimi.lg.jp



下記の項目に当てはまる場合、移住支援金の対象となる可能性があります。

移住支援金対象チェックリスト

1. 移住に関する要件

- 多治見市に住民票を移した日の直前、連続して5年間、岐阜県外に在住していた。(申請者のみの要件)
- 移住前において申請者を含む2人以上の世帯員が同じ世帯に属し、支援金の交付申請時において申請者を含む2人以上の世帯員が同じ世帯に属している。(複数世帯での転入の場合のみ)
- 多治見市において住宅(延床面積の2分の1以上を居住の用に供するもの)取得※をした。ただし、相続又は贈与による取得を除き、申請者及び世帯員の持ち分の合算が2分の1以上あること。
※住宅を新築または購入し、所有権の保存または移転の登記をすること。
- 地域住民との交流及び地域振興を目的とした活動に参加するために、自治会に加入している。
- 移住支援金の申請日から5年以上継続して多治見市に居住する意思がある。
⇒ 上記期間以内に市外へ転出した場合、支援金の返還対象となる可能性がありますのでご注意ください。
- 多治見市への転入が、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更に伴うものではなく、地方で生活し、働くことを自らの意思で選択して行われたものである。
- 多治見市における世帯全員の市税その他諸納付金の滞納がないこと
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する者である。
- 類似の事業(東京圏からの移住支援事業補助金、岐阜県林業就業移住支援事業補助金など)又は結婚新生活支援金の支給を受けていない、または受ける予定がない。

2. 年齢に関する要件

- 交付申請する年度の4月1日時点で、申請者の年齢が39歳以下※である。
※令和7年4月1日以降に転入した場合は、44歳以下

3. 就業に関する要件

(就業の場合)

- 就業先が県内に事業所を有する法人、団体又は個人(以下「法人等」という。)であって、週20時間以上の勤務を定める雇用契約に基づいて就業している(県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む)。
- 移住支援金の交付申請時において、当該法人等に在職している。
- 県内に事業所を有する法人等に、移住支援金の交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有している(県外の法人等に勤務する場合であって、その勤務先を変更せず、県内から通勤し、又は県内においてテレワークを行うときを含む)。
- 就業先の法人等が、暴力団等の反社会的勢力でない又は反社会的勢力と関係を有していない。

(起業の場合)

- 移住支援金の交付申請時において、事業を実施している。
- 起業する事業が、公序良俗に反する事業でない。

4. その他の交付条件

- 多治見市が実施する移住定住施策への協力(各種移住定住に係る調査およびインタビュー等)。
- 移住の目的、経緯、現状等に関するレポートの提出(申請時から移住5年目まで各年)。